

はまクル認定クラブ クラブ活動費に関する補助金制度 Q&A集 【個別課題編】

※【個別課題編】では、主に補助金制度に関する説明会等でいただいた個別質問を中心にまとめています。基本的な事項については、【基本編】を参照してください。

※このQ&A集については、今後制度の変更や修正等により、回答を更新することがあります。

No.	キーワード	質 問	回 答
1	はまクルの建付け	平日のクラブ活動の日の会計処理は、はまクル扱いになりますか？ 今は土日がはまクルの会計で、平日が部活動の会計に分けて会計処理ということですが、部活動と地域クラブ活動の分に分けづらいものがあるため、どのように対応するのがよいですか？	平日の部活動ははまクル扱いにはなりません。 平日の部活動とはまクルとは別会計をお願いしています。会計報告時に按分が難しいため、必ず別会計にしてください。
1	はまクルの建付け	練習会場の使用料等は、休日ははまクル認定クラブの処理として、祝日はどうしたらいいですか？ 長期休業中（冬休み、春休みなど）の平日の活動は、はまクルの会計として処理していいですか？	祝日は対象経費として計上して構いません。長期休業中の平日の活動ははまクルの活動に該当しないため、対象外となります。
1	はまクルの建付け	外部講師のレッスン料は、休日ははまクルで、平日の地域クラブ活動のレッスン料はクラブ活動ですが、平日のためはまクルと会計処理は分けないといけないのですか？	平日の活動は、はまクルの活動ではないため、はまクルの会計とは分けてください。
2	本補助金制度の建付け	参加費とは活動が持続するように、年間活動計画に基づき総支出額を会員数で除して決めるものです。今回の制度は、赤字とか個人的立て替えが対象と思われます。そうであれば、会計監査の際、個人負担による収入を入れるか、赤字報告となります。つまり、収支バランスを常に考えた運営をしているクラブでは使えないと理解しますがどうですか？	補助金制度は、あくまで活動費の不足を補うための制度です。補助金がなくとも参加費等収入で運営できることが望ましいところです。 ただ、現在の補助金の建付けでは赤字になることも想定されますので、立替についても認めることとします。
3	銀行口座	銀行口座は、利息型／無利息型、どちらでも良いですか？	利息型・無利息型のどちらでも構いません。銀行によっては無利息型にするのに手数料がかかりますが、通帳利用手数料が不要になる金融機関もあります。
4	補助金額の算出方法	手引き3ページ【資料1】補助単価一覧について、参加生徒数と指導者数は両方満たしていなければならないのですか。例えば、生徒数30名に指導者（常任）2名で指導している場合は「No. 1」、「No. 2」のどちらが適用されますか？	指導者2名なら、生徒数が30名でも「No. 2」になります。
4	補助金額の算出方法	指導者への謝礼について源泉徴収事務を適切に行うことは難しいと感じているので、謝礼は補助金の対象経費には含めないことを検討しています。 補助基準額の算出に当たって、通常は補助対象経費から参加費等の収入を差し引く必要がありますが、対象外経費（指導者への報酬）に当てた収入も対象経費から差し引くべきですか？ 例えば消耗品購入等の対象経費が5万円、指導者への報酬（対象外経費）が5万円、参加費等の収入が6万円だった場合、対象経費5万円-収入6万円＝補助基準額無しになってしまうのか、あるいは収入の内5万円は指導者への報酬（対象外経費）に当てているため、消耗品等の対象経費5万円-収入1万円（6万円-5万円）＝4万円が補助基準額となるのでしょうか？	すべての認定クラブに適切な会計処理が求められています。 補助金申請を行うのであれば、謝金を対象外経費にしたとしても源泉徴収は必要です。すべての会計書類を確認するため、対象外に分けても関係ありません。 補助金は対象経費－参加費等収入です。 ですので、例の場合では対象経費5万円－参加費等収入6万円なので補助金0円となります。対象外経費は補助金算定から除外します。
4	補助金額の算出方法	テニス部を母体としたクラブを申請する場合、謝礼金は0円とするなど、特に経費はかからないとして考えた場合、参加費を0円に設定しても良いのですか？	対象経費がなければ、参加費0円でも問題ありませんが、補助金も0円になります。本当に参加費0円で運営できるかは再度精算が必要です。保険料等の扱いについてもクラブ員および保護者に示すようにお願いします。
4	補助金額の算出方法	雨の日等に学校以外の一般の施設で練習を行った場合に、その時に参加した子どもも、会場使用料を不定期開催して集金し活動することを考えています。参加人数により、集金額が変わる予定です。補助金を申請する場合に、回数や日程などが定まっていなくても、予算の関係上で煩雑になりますか。月会費や年会費とは違う扱いになりますか？	都度集金として計上していただきますが、収入が増えるため補助金額を決める際に影響が出ます。会場借用自体を別途集金にして会計に算入しない方法もあります。ただし、会場借用費は補助金の対象経費となるので検討が必要です。
4	補助金額の算出方法	クラブ立ち上げ時、運営資金が足りないため、保護者から一時的に立替金として入金した場合、補助金制度上、クラブ参加費または立替金等の収入として計上していいですか？ 指導料の支払い、クラブ備品として作成するユニフォームの資金が動くため、クラブ会計が安定したら立替金を速やかに保護者へ精算することとしています。	立替金として入金した場合も参加費として計上されるため、一旦立て替えてもらい参加費・補助金等が入金された段階で精算を行うことも考えられます。立替金精算書の様式は、市でも準備しており活用することは可能です。
5	対象経費の判別	補助金対象経費の諸謝金の例の中に「運営スタッフ謝金」と記載されています。保護者からなるクラブの役員へ謝金を払った場合でも、補助金対象経費となりますか？	運営スタッフへの謝金も補助金対象経費であり、源泉徴収の対象となります。
5	対象経費の判別	この補助金申請の手続は申請から精算までかなりの手間がかかることが予想されます。例えば、この手続を外部の方に委託し、それに対して謝金を払った場合でも補助金対象経費となりますか？	外部スタッフへの謝金も対象経費に入りますが、業務委託は対象外です。
5	対象経費の判別	銀行口座を開設し、通帳も作りました。紙の通帳であるため、年に550円がかかります。この550円は補助金の対象ですか？	口座開設費用については、申し訳ないですが対象期間外の支出となるので、補助金の対象外となります。会費等の収入から支出をお願いします。更新料で年額550円かかる場合、支払いが期間内であれば、雑役務費の対象経費となります。
5	対象経費の判別	大会参加費は補助金の対象ですか？	クラブの名目で参加する大会参加費については雑役務費として対象経費となります。ただし、クラブに関係なく個人として参加するものは対象外経費です。参加者から参加費を徴収する場合は、収入に含めてください。

No.	キーワード	質 問	回 答
5	対象経費の判別	バレーボール協会の登録料は補助金対象経費になるか？	協会のチーム登録料、個人（クラブ員）登録料は対象経費に入ります。
5	対象経費の判別	メンバーの人数が少なくて、貸切バスを使うより、自家用車の乗合の方が安く済むので、自家用車で遠征に出かけます。その時の、交通費（ガソリン代高速代）は補助金の対象になりますか？	自家用車を使用しての移動自体は認めています。現時点では自家用車の乗合にかかる経費については対象経費として認めていません。先般の磐越道の事故を受け、現在国からも地域クラブ活動における移動の際の事故防止に関する通知が発出されます。今後市からも各クラブ団体に対し、周知をしていきます。
5	対象経費の判別	遠征試合や練習試合の時のガソリン代や高速代等を指導者に支払うことは、公共交通機関でないと認められないですか？試合が確定していない場合、予算はある程度入れた方がいいのか、確定していないものは入れないほうがいいのかどちらですか？	本市の旅費規定に沿って、原則ガソリン代や高速代は対象外経費としています。ただし、対象外経費として参加費等から支出することはクラブの判断で可能です。ちなみに公共交通機関で行った場合には、領収書は不要です。公共交通機関が利用できない地域でのクラブ活動におけるガソリン代や高速代の補助については、別途相談してください。
5	対象経費の判別	中学生の保護者が何名かで車を出して、クラブの子ども達を試合等で送迎した場合、それは対象経費になりますか？	参加者の交通費は個人に帰属する費用のため、対象外経費となります。
5	対象経費の判別	合宿に係る費用（宿泊代、交通費、食事代）などは補助金の対象になりますか？	合宿に係る費用は個人に帰属する費用のため、対象外経費となります。
5	対象経費の判別	補助金の対象経費には、会議費は含まないですか？練習試合等で他校の指導者の方へ接待茶菓子や相手校へのお礼に飲料を用意し、会議費として支出することは可能ですか。	本市では飲食についてはすべて対象外経費となります。ただし、補助対象外経費として参加費等から支出は問題ありません。
5	対象経費の判別	中学生・指導者以外のメンバー(小学生、高校生、大人)も含めて活動しているのですが、貸し切りバスのレンタル料金には中学生・指導者以外にクラブメンバーである小学生、高校生、大人が含まれての領収証や、支払いとなります。その場合、必要となる証憑資料のすべての書類については全体でかつた証憑資料と合わせて、中学生・指導者のみで対象金額を個別に出して提出でしょうか？ (資料3より、見積もり書、請求書、領収証、理由書、実施したことがわかる書類一式…対象外メンバーも含まれている内容全体から中学生・指導者だけでのそれぞれの書類と2部ずつ提出でしょうか？) また、その際の対象メンバーの金額の算出方法は指定がありますか？	基本的には補助金を申請するのであれば、按分が難しいため通帳を分けるようお願いしています。 もし、補助金申請し通帳を分けない場合は、ご質問のとおり各支出について按分が必要となります。各支出ごとに分ける方が望ましいですが、まとまった書類については按分の計算式等を記載し、根拠がわかるようにお願いします。 例) 全体経費200,000円 全体人数30人、対象人数(中学生)20人 非対象人数(小学生)10人 の場合。 (全体経費÷全体人数)×対象人数=対象経費 (200,000円÷30人)×20人=133,333円
5	対象経費の判別	補助金の概算払いを申し込む場合、紙媒体なら印刷代等の経費がかかってくるが、これも8月なので補助金対象外ですか？保険料も対象外で、初年度だけ負担がかなり大きいと思います。	大変申し訳ありませんが、今年度の対象期間外なので対象外経費となります。
5	対象経費の判別	平日・休日問わず練習で使用するコンクール曲の楽譜代などは、はまクルとして処理をしてもよろしいですか？	休日のクラブ活動で使用しているのであれば、対象経費となります。
5	対象経費の判別	休日に遠方より来られる講師の先生の新幹線代は、交通費として対象経費になりますか。	1回限りなどの外部指導者の交通費も、補助金の対象経費となります。
5	対象経費の判別	指導者のお茶代やお弁当代は対象経費になりますか？お茶は何人か外部講師が来るためケースで購入しています。	講師等に提供する飲食代については、はまクル会計からの支出は可能ですが、補助金の対象外経費となります。
6	申請様式参考資料	指導員への謝礼を補助金対象とするために必要な、「依頼状兼承諾及び誓約書、委嘱状」「出勤簿兼指導記録」「業務月報」のひな形を、ワード形式などで編集できるかたちでホームページなどに提示して頂きたい。	ワードもしくはエクセル形式で対応できるように準備し、ホームページに公開しております。
6	申請様式参考資料	クラブの会計を管理するにあたり、帳簿形式の指定はありますか？ 総勘定元帳が作成されるような複式簿記が必要か、または、エクセルなどでの単式簿記でも構わないですか？	帳簿形式の指定はありません。エクセルの単式簿記で構いません。
7	申請手続き物品購入	概算払いについて、活動開始に伴い、練習試合や試合などにビブスやユニホームが必要となります。審査が通り、入金されるのが10月とのことですが、少しでも早く店頭にて見積もりを出してもらい、注文していきたいです。入金予定日に間に合うよう、申請書類全般の作成を支援してもらうことは可能ですか？ また、見積もりは9月以前でもいいのですか？	補助金申請については、ホームページ掲載資料を参考に、不明な点については、今後開催の個別相談会等で伴走支援をしていく予定です。 また、見積もりについては、対象期間の9月以前でも構いませんが、発注・納品は9月より前であると対象外経費となります。
7	申請書類の作成	指導者、スタッフへの報酬について、指導者の1人は人材バンクでのマッチング見込み（照会中）としている状況で、支払額が想定でしかできない場合はどうしますか？	現状においては想定であることと、今年度については昨年度の実績がないので、どのクラブも見込みでの予算書作成となっていくと考えます。出来る限り正確な見込み額を計上し、補助金の返金が起こらないようご留意ください。
8	スケジュール	現在部活の保護者会会計では、3年生の引退時期に合わせて、会計年度を11月～翌年10月とし、予算をたてた上で実績を管理しています。補助金の申請年度とは異なるが問題はないですか？	はまクル認定クラブの会計年度は4月から翌年3月までなので、会計簿等はそれに合わせていただくことになります。

No.	キーワード	質 問	回 答
9	適切な執行	クラブの資金についてはクラブ名義の口座で管理するとのことですが、約半分の費用を後から補助金で賄うとすると、クラブ役員などが費用を立替えて、後日補助金が入金されてから精算することが予想されます。費用を先に立替えて支払う場合、特に振込の場合は、クラブ名義以外の口座から支払っていたとしても、補助金対象経費として認められますか？(振込名義をクラブ名とした振込控を保管している前提)	対象期間内の立替払いなら対象経費と考えています。振込者が立替者と同じと確認できる書類があれば同様とします。精算方法については、様式等を検討中です。
9	適切な執行	クラブ役員の経費立替を防ぐために、補助金入金後に返金をする前提で、初年度に多めにクラブ会費を集めたとします。(例:通常会費1,000円/月とは別で、運転資金としても2,000円/月、合計3,000円/月を集金して経費に充てる。)この場合、予算書や決算書に生徒参加費として記載するのは、通常会費の1,000円/月でよいですか？	基本的には返金を前提として会費を集めることはクラブ規約上できません。年会費・入会費等、クラブ員から集金した場合は参加費として計上されます。ただ、返金を前提としない寄付金であれば参加費として計上せず算定外収入となります。
9	適切な執行	上記の質問のように運転資金として集めた分を、クラブ会員に返金せず翌年度への繰越とした場合、翌年度の補助金申請時に生徒参加費として収入に記載しなくては行けないでしょうか？ 翌年度への繰越が認められない(=翌年度の収入とみなされると、翌年度の補助金の額が減ってしまう)と、クラブで少しずつお金を貯めていって、大きな備品などを購入することができなくなってしまう。また、クラブの口座にお金が貯まらず、役員などが毎年経費を立替し続けなくては行けなくなってしまうので、繰越を認める方向にしたいと思います。	算定外収入(寄付金・収益金)は補助金の算定外となるので、繰越は可能です。そうでない場合は対象経費-参加費等収入の不足分が補助金なので繰越金はないことが前提です。とは言え、3月は補助金の対象期間外になるため、3月に集金した参加費等は算定外収入ですので、繰越は可能ということになります。また、複数年に渡ってお金を貯めて楽器などの高価な備品を購入する場合は、はまクルの活動費として計上するのではなく、積立金等の別会計で管理するなどの扱いとしてください。
9	適切な執行	謝礼を現金で払う場合の領収書は、内容をパソコンで作成したものをプリントしたものでよいですか。直筆や印鑑などが必要な部分はありますか。会場でも質問したが、5万円以上の場合の印紙は必要ですか。 税込み5万円、ただし源泉徴収5060円含むの場合は、税抜きは5万円未満なので印紙不要ですか。	領収書は印刷したもので良いが、指導者の署名か押印が必要です。なお、指導者への謝金は商取引でないため指導者からの領収書に印紙は不要となります。(法人に所属する指導者へ法人を通して支払いする場合は、営利目的となるため必要です。)
10	証憑管理の徹底	インターネットで備品を購入する場合の見積書は値段がわかるスクリーンショットでも大丈夫ですか？	インターネットで購入する場合は、スクリーンショットで可能です。
10	証憑管理の徹底	謝礼の支払いをクラブ口座から指導者の個人口座へ送金した場合は、領収書はなく、クラブ口座の通帳のコピーで証拠となりますか。通帳の表示は簡素だが、それで十分ですか。	指導者への振込時に金融機関で口座振込をした場合は、振込明細書、インターネットバンキングの場合は、振込完了画面の印刷やWEB画面の振込明細書(PDF)で可能です。
11	申請内容の変更	参加費の金額についてです。規約を作成した当初の想定より部員数が多くなる見込みとなったため、当初規定した参加費より減額することを検討をしています。この場合、補助金の申請に際して問題はありますか。またこの場合、規定変更の届出をする必要がありますか？	補助金申請時には正しい参加費で申請をお願いします。 参加費の変更については第1号様式と規約の変更が必要となります。「はままつスマート申請」の「はまクル認定クラブ各種申請」より手続きをお願いします。
11	申請内容の変更	生徒の卒業で代表者も毎年変わりますが、その都度ははまクルの変更申請をするが、税務関係も変更になる場合、年度末や年末など申請中に変わらない方が良いのですか。処理上の理想的な交代時期はいつですか。	最終的な判断は各クラブの実情に応じて判断していただくしかありませんが、はまクルの会計年度が4月から翌年3月であるため、4月に代表等変更が1つの案であると考えます。10月や1月変更でも問題ありませんが、会計報告書等が前代表・現代表の併記となります。
12	精算申請	クラブ活動は初めてなので、予算を組むにしても想定していない支出が起こる可能性があります。当初提出した「収支予算書」と実績報告用の「収支決算書」に差があっても認められますか？ 差があっても認められる場合、どの程度の差までなら認められますか？	「収支予算書」と「収支決算書」に差異があっても構いませんし、上限もありません。ただし、そのために補助金算定に差が生じて補助金額に増減があることを念頭においてください。
12	精算申請	補助金の精算申請時に、クラブ名義の通帳コピーの提出が必要となりますか？(クラブ名義の通帳から支出したものでない補助金対象経費とならないのであれば、役員などが立替金を一旦クラブ名義の通帳に入金し、そこから支払うかたちを取る必要が出てくるため。)	精算時に通帳のコピーは必要です。ただし、補助金入金後等に通帳から立替分を立替者に返金する金額と領収書と一致すれば、必ずしもクラブ口座にわざわざ入金して支払う必要はないと考えます。
13	源泉徴収	指導者謝礼金はどんなに金額が少なくても源泉徴収して、税務署に納めなくては行けないのですか？例えば、月4回の単価設定は、時給や日給ではなく、月に2000円～3000円程度を謝礼金として支払う形で可能ですか？その場合も税金の納入はいりますか？	補助金の申請を行う場合は、指導者に謝金を支払えば金額に関わらず原則源泉徴収が必要となります。謝金の単価は一時間あたりか1回あたりでの支払を推奨しています。例えば、はまクルは休日3時間が目安なので、3,000円支払うなら1時間あたり1,000円、1回あたりなら1回3,000円となります。もちろん、指導者が了承すれば、月2,000円でも構いません。ただし、源泉徴収は必要です。
13	源泉徴収	有償ボランティアは2人です。源泉所得税の納付は年2回の特例を受けられますか？	指導者への謝金は特例の対象外です。
13	源泉徴収	謝金は源泉徴収税の納付を年2回にできる特例を受けられないとのことでした。報酬ではなく、給与として支払うことはできますか？土日どちらかの3時間程度の活動なので金額としては源泉徴収すべき税は発生しないか、発生しても年2回納税の特例を受けられるのではと考えました。	指導者の報酬を給与にすることは可能です。その場合の勘定目は謝金ではなく人件費となります。ただ、給料払いにするためには雇用契約を結ぶ必要があり、指導者は労働者となります。当然、最低賃金を保障しなければなりませんし、年末調整も行う必要もあります。源泉徴収が発生しない(月額105,000円未満は非課税)は甲欄適用の場合に限られますので、他の仕事を持っている指導者は乙欄適用となるため、3.06%の所得税がかかります。税務署への納付も必要になるため、源泉徴収回避の目的で給与にしない意味はありませんのでご確認ください。ただし、特例は受けられます。
13	源泉徴収	先日の源泉徴収の手引には開設届けに押印せよとありますが、税務署に聞いたら押印不要とのことでした。先日国税の書類が押印廃止になったと思いますが押印必要ですか？	大変申し訳ありませんでした。手引きには必要となっていますが、記入例は押印不要としています。現在は押印不要となっていますので、押印せずに提出で構いません。

No.	キーワード	質 問	回 答
13	源泉徴収	1年間の支払い金額が五万円以下の場合、給与支払い事務所の開設はしなくてもいいのですか？	原則的には、謝金を支払った場合には源泉徴収が必要となり、「給与支払い事務所の開設」も必須となります。なお、5万円を超えない場合は1月に提出する税務署への支払調書は不要です。補助金申請を行うクラブは必ず源泉徴収事務を行ってください。
13	源泉徴収	源泉徴収の開始申請は、9月から謝礼を払う場合は7月ごろ申請したいが、はまクルの申請を第2次申請期間で行うので、登録がされる前に申請した名称等で開始申請を行ってよいですか。	名称に変更がなければ申請しても問題ありませんが、9月実績で10月に支払とする場合は、8月に申請でも良いかと考えます。
13	源泉徴収	指導者に支払う源泉徴収税についてですが、クラブに顧問などの固定の給料を支払う人が一人もいなく、単発での外部の指導者に支払う金額は、クラブでの源泉徴収税の対象外になりますか。支払われた指導者による確定申告となりますか？また、補助金の有り無しで変わりますか？	報酬等を支払う場合は、源泉徴収は必要です。報酬を受けた指導者が確定申告するかは指導者次第です。補助金を申請しない場合についても同様ですが、源泉徴収等の資料を提出する予定はないので、クラブで適切に処理していただきたいと考えます。
13	源泉徴収	謝礼金を支払った際に、受け取った側から書いてもらう領収書は源泉徴収税額を含んだ額を記載するとありました。一方で振込の場合は領収書は不要ということでしたが、振込の場合、印字されるのは源泉徴収税額を引いた額となります。受領者が記入する領収書と振込の印字と矛盾が起きていませんか？	申し訳ありません。領収書の方式は2種類あります。なるべく分かりやすく説明するために、一例として記載しましたが、金額欄に源泉徴収額込みの金額を書くパターンと手取り額を書くパターンがあります。どちらも間違いではありませんので、どちらか一方を選択してください。また、一見すると矛盾しているように見えますが、振込の場合も後日納税する源泉徴収額が支払われるため、謝金との総額は一致するので矛盾とはなりません。
13	源泉徴収	税務署への源泉徴収税の納税はe-taxでできるようですが、誰が手続きしてもよいのですか？	代表者が取得した利用識別番号と代表者が設定したパスワードが必要となります。各クラブで適切に対応してください。
14	保険	保険の補助金対象は指導員と中学生以外は対象外ですが、見守りスタッフも保険登録する場合は、保険料の支払いを分けて払うべきですか。時期を分けて支払い証明書の金額を別にすべきですか。	金額の内訳が明確であれば、同時期の支払でも可能です。
15	備品管理等	クラブの活動にあたり、器具や備品の保管場所が必要になりますが、それについては個別に協議が必要になるでしょうか？	クラブの消耗品については基本持ち帰り、備品の保管については、学校との協議となります。
16	その他	補助金申請や税務処理のTODOリストを作成する予定はありますか？	今回公開した補助金要綱、申請の手引き等を参考に、申請を行っていただきたいと思います。もしご不明な点があれば個別にご相談ください。